

高山市いじめのない明るい^{まち}都市づくり基本方針
(高山市いじめ防止基本方針)

令和3年3月改定

高山市・高山市教育委員会

目 次

I 改定の趣旨	1
1 国の状況	1
2 県の状況	1
3 市の状況	1
II 基本理念	2
III いじめの定義	2
IV 基本方策	3
1 いじめの未然防止のための取組み	3
(1) 学校の取組み	4
(2) 幼稚園・保育園の取組み	6
(3) 家庭の取組み	6
(4) 地域、関係者の取組み	7
(5) 市の取組み	8
2 いじめの早期発見に向けての取組み	9
(1) 学校の取組み	9
(2) 幼稚園・保育園の取組み	10
(3) 家庭の取組み	10
(4) 地域、関係者の取組み	10
(5) 市の取組み	10
3 いじめへの対処	11
(1) 学校の対応	11
(2) 幼稚園・保育園の対応	13
(3) 家庭の対応	13
(4) 地域の対応	13
(5) 市の対応	13
(6) いじめの重大事態への対処	14

4 当事者へのケア（見守り）	16
（1）学校の取組み	16
（2）幼稚園・保育園の取組み	17
（3）家庭の取組み	17
（4）地域の取組み	17
（5）市の取組み	17

V 推進体制等	18
---------	----

1 学校いじめ防止基本方針の策定	18
2 いじめ防止対策等の組織	18
（1）学校の組織	18
（2）地域等の組織	19
（3）市の組織	19

高山市いじめのない明るい都市づくり基本方針 (高山市いじめ防止基本方針)

Ⅰ 改定の趣旨

1 国の状況

わが国でいじめが社会問題として認識されるようになって、多くの年月が経過しているが、いじめに係る深刻な事案は後を絶たず、いじめ問題の深刻さは解消されていない。

いじめはそれに関わった子どもたちに生涯にわたって心身に深い傷を負わせ、不幸におとし入れる恐れがある。このような現状を打開するべく、国はいじめを社会総がかりで取り組むべき国民的課題と位置づけ、平成25年9月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）を施行し、同年10月に法に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」を定めた。

また、各地方自治体および全国の学校に対し、それぞれが基本方針を定め、いじめ防止等（早期発見、対処を含む）の具体的な取り組みを行うように通知した。こうして、子どものいじめ問題に国をあげて解決に取り組むことが宣言され、取り組みが開始された。

2 県の状況

県は法第12条の規定に基づき、岐阜県の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために平成26年3月に「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針（以下「岐阜県いじめ防止基本方針」という。）」を策定し、いじめに関わる全ての関係者や関係機関が協力して対応に取り組むこととした。

3 市の状況

高山市では、国が法を定める以前からいじめ問題に着眼し、平成7年に全国に先駆けて「いじめのない明るい都市づくり宣言」(※1)を行い、いじめ問題は学校の問題ではなく、社会全体における大きな課題であると捉え、学校・家庭・地域等が互いに連携を図り、一体となって対応することを宣言するとともに、「深めよう絆」を合言葉に、未然防止に力を入れて子どもたちの健全育成に向けた取り組みをすすめてきた。

また、小中学校では、一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保や児童生徒・保護者との信頼関係の強化を図る中で人権意識を育むとともに、平成18年には、児童代表や生徒会が中心となり「“ストップ！いじめ”宣言」(※2)を行い、学校が一丸となっていじめの未然防止に力を入れた取り組みを進めている。

しかしながら、いじめは、今なお大きな課題の一つであり、県内においてもい

じめの重大事態が発生するなど、いじめ問題に対するより一層の取組みが求められている。

そこで、「いじめのない明るい都市づくり宣言」を具現化するための方針である「高山市いじめのない明るい都市づくり基本方針」を国や県におけるいじめ防止等のための基本的な方針の改定や「高山市教育大綱」の理念等を踏まえ、現在の学校を取り巻く状況に対応した内容に改定する。

この改定により、より一層いじめ問題に対する取組みの充実を図り、すべての子どもたちが健やかに育つ、いじめのない明るい社会の実現に向けて、学校・家庭・地域等が願いを共有し、協働して取組みをすすめるものである。

※1 「いじめのない明るい都市づくり宣言」

いじめは人間としての権利、尊厳を侵害する行為であり、許されるものではありません。しかし、今後どこにでもだれにでも起こりうるものであります。

いじめや不登校の背景には、学歴偏重の社会、また、物質的豊かさが中心で心の豊かさを見失いがちな社会風潮など現代社会の歪みが複雑に絡み合っていると考えられます。

この問題の解決には、いじめの多くが学校における人間関係の中から派生している現状から、学校は児童生徒や保護者との信頼関係の一層の充実をはかり、一人ひとりの子どもと関わる時間の確保に努めるなかで人権意識を育み「開かれた学校」を目指し、それぞれの家庭では思いやりや善悪の判断など人間として基本的なしつけの徹底を、地域社会においては遊びや生活体験をとおして子どもの自主性・社会性を伸ばしていかなければなりません。子どものシグナルを的確にとらえ、学校・家庭・および地域が一体となった早期対応と連携した活動が望まれます。

子どもが夢を持ち、安心して学び遊ぶことのできるまちを目指す高山市は、市民の総意を結集し、いじめのない明るい都市づくりを宣言します。 平成7年6月20日 高山市

※2 “ストップ!いじめ”宣言

いじめをなくし、えがおとやさしさがあふれる学校をつくります

○わたしの命、みんなの命をたいせつにします

○人のいやがることをしません、ゆるしません

○思いやりの心をもって、たすけあいます

平成18年11月20日に市内36小中学校の代表児童生徒によって採択

Ⅲ 基本理念

いじめは基本的人権を侵害する許されない行為である。「いじめは許さない」という強い信念のもと、学校・家庭・地域等が一体となっていじめ問題の解消に取り組む、すべての子どもたちが夢と希望をもち、安心・安全に心豊かに生きられるまちを目指します。

Ⅳ いじめの定義

この方針におけるいじめの定義は下記のとおりとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校等に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義は、法第2条第1項に基づいて定義している。

また、法は「児童等」を学校に在籍する児童又は生徒と定義しているが、本方針においては、幼稚園や保育園に在籍する園児等、学齢に達しない子どもを含めるものとする。

個々の行為がいじめに該当するかどうかは、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた子どもの立場に立って判断すべきものである。また、いじめを受けた子どもがそれを否定したり、相談できなかつたりすることも想定し、いじめを受けた子どもの思いのみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を細かく観察し客観的に確認する必要がある。

なお、いじめの認知については、特定の教職員等のみによることなく、学校等に設置する「いじめ未然防止・対策委員会」等を活用して行う。

補足説明

<一定の人的関係>とは

同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、学校等の内外を問わず、当該児童等が関わっている集団や組織内における人と人との関係をいう。

<心理的又は物理的な影響を与える行為>とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけあいであっても見えない所で被害が発生していることもあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、直ちに警察へ通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応が必要である。

Ⅳ 基本方策

1 いじめの未然防止のための取組み

(1) 学校の取組み

児童生徒一人ひとりが学校生活の中で主体的に学習や活動に参加できること、学校生活を楽しいと感じられるものにすることが、いじめの未然防止には不可欠である。また、児童生徒にとって、一人でもいいから心を開いて話せたり、打ち明けられたりする人が身近にいることが大切であることから、学校においては信頼できる仲間関係づくりと安心できる居場所づくりを推進していくことが必要である。いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうるという意識をもち、学校は、自校の「学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止に向けて、教育活動全体を通じて実践する。

① 魅力ある学校・学級づくり（規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

ア 全ての児童生徒が大切な学校・学級の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己肯定感や自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、良さを認め合う学校・学級・教科経営を充実する。

イ いじめを見逃さず、学級活動はもとより児童会や生徒会活動等でも適しいじめに係る問題を取り上げ、児童生徒自身がいじめ問題について考える機会を大切にし、主体的に問題解決に取り組むよう指導する。

ウ 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。

エ 「学級・学校・地域に居場所がある」ということが感じられるような教育相談に努める。

オ 日頃から、児童生徒が教師に悩みを打ち明けられるような信頼関係を構築することに努めるとともに、自ら相談したい人を教職員、保健相談員、スクールカウンセラー、図書館指導員等の中から指名し、相談できるようにする「マイサポーター制度」等を取り入れながら、児童生徒が気軽に大人に相談できる体制を整える。

② 「わかる・できる授業」の推進

ア 全ての児童生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。また、「わからない」「できない」という児童生徒への支援を大切にし、自己肯定感をもたせる指導を大切にする。

イ 授業場面において、挙手している児童生徒への指名のみならず、挙手がない児童生徒への机間指導や意図的指名を通して、広くその思考を捉えながら授業を進める。

ウ 学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。

③ 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

ア 「特別の教科道徳」の時間を要としながら、すべての教育活動の中で道徳

教育を推進し、積極的に「いじめ問題」についても取り扱う。

イ 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、地域で活動する方との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動の充実を図る。

ウ 教育活動全体を通じて、命を大切に作る心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育の充実を図る。

エ 誰もが差別や偏見を許さず、性的少数者や在住外国人など多様性を認め合う教育を推進し、互いに思いやりの心をもって関わるができる「認識力」「行動力」「自己啓発力」「問題解決力」を育む人権教育の充実を図る。

オ 障がいのある人もない人もお互いの理解を深める「心のバリアフリー教育」を推進する。

カ 様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）、こころの健康の保持に係わる教育を推進する。

キ 新型コロナウイルス感染症等、感染者への差別や医療従事者等への心ない言動等がないよう、正しい判断力を身に付けさせる指導を推進する。

④ いじめを許さない学校風土づくり

児童生徒がいじめを許さない学校風土をつくるために、教職員は、日常的な関わりの中でささいなことでも人を傷つける言動については毅然とした態度で対応するとともに、いじめの訴えに対しては、教職員が全力で対応することを児童生徒に伝える。

⑤ 郷土教育の充実

地域の方との交流や地域への貢献活動等を積極的に位置づけ、地域の方との心のふれあいを大切にし、達成感や貢献感を味わえるようにする。

⑥ 情報モラル教育の推進

ア 情報端末機器や通信型ゲーム機等の利便性や危険性について、教職員と保護者の間で共通理解を図る。また、こうした機器を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導の一層の充実を図る。

イ インターネット上のトラブルやSNS（ソーシャルネットワークサービス）の使い方について、児童会や生徒会等が計画・運営する児童生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等を通じ、啓発活動の充実を図る。

ウ 保護者や警察等関係機関と連携し、未然防止策を講じるとともに、問題への対処等について関係団体・機関と連携・協働する体制を強化する。

⑦ 年間指導計画（各校のいじめ防止プログラム）に基づいた未然防止対策の推進

ア 年間指導計画の中に職員研修等を複数回位置づけ、いじめの未然防止に計画的に取り組む。この年間指導計画は、各校におけるいじめ防止に向けてのプログラムであり、各校の実態に応じたいじめの未然防止の取組みを

明記するとともに、早期発見・早期対応についての取組みを明らかにする。
イ 年間を通じ、児童生徒や保護者に対し、自校の「学校いじめ防止基本方針」について説明することや、教職員が断固たる決意でいじめ問題に取り組んでいくことを示す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対していじめの未然防止にかかる取組みを企画・提案する。

⑧ 幼保・小・中・高への引継ぎ

ア 幼稚園や保育園での情報については、サポートブック等を活用したり、小学校教員と幼保の指導者の間で引き継ぎ会を開催したりして、気になる情報等を引き継ぎ、就学児の支援につなげる。

イ 小学校での情報については、個別の支援計画、指導計画等を活用しながら、小学校教員と中学校教員が面談を実施し、確実に引き継ぐ。いじめ事案についても、引継ぎを実施し、中学校での様子を見届けるという点からも進学先の学校においては、引き継いだ情報を職員で共有し、その後のいじめ事案の再発防止や未然防止につなげる。

ウ 中学校においても進学先の学校と「中高連絡会」等の場を活用しながら、進学先の学校に確実に情報を伝える。

⑨ 学校運営協議会との連携

学校運営協議会において、学校がいじめ未然防止における取組みや課題等を共有し、学校と地域が連携していじめの未然防止に努める意識を高める。

(2) 幼稚園・保育園の取組み

幼稚園・保育園は、子どもが本格的に集団生活を体験する初めての場であり、他者との関わりが生まれ、自我が形成される時期である。園では、この時期に他の人々と親しみ、支え合うことを経験し、自立心を育て、人と関わる力を養うこと、社会生活における望ましい習慣や態度を園児が身に付けることができるよう、一人ひとりの発達段階に応じることが大切である。

幼児期は、人と関わる力が未発達なため、いじめとまではいえなくても、仲間との間でトラブルになることが多い。このようなトラブルに、大人が適切に関わりながら解決していくことは、他者との関わりを学ぶ大切な機会になるといえる。指導者は適切に子どもたちのトラブルに関与して、その解決を図ることが求められる。

① 人間関係の基礎の育成

園児に、遊びや活動をとおして相手を思いやる心や協力して行動することの喜びを体得させ、人間関係の基礎を育てる。

② 自分の気持ちを表現する力の育成

自分がどうしたいのかを他者に伝えたり、困った時に助けを求めたりすることの大切さを伝え、自分の気持ちを表現する力を育てる。

③ 保護者との連携

日頃から園児の様子を保護者と情報共有し、よさを伝えるとともに気になる点を共有して改善に取り組む。

(3) 家庭の取組み

いじめのない環境をつくるために、家庭では子どもが「自分は人から愛される大切な人間だ。世の中や他の人にとって必要な人間だ。」と思える自己肯定感や自己有用感を育む。子どもは、ありのままの自分を受け止めてもらえることによって、自分を大切に思う気持ちとともに相手への思いやりが育ち、自分や周りの人に対して個性や多様性を認めることができるようになる。

また、家庭においては基本的な生活習慣を身に付けさせ、心と体の両面で子どもたちを支え、見守っていくことが重要である。

- ① 子どもを丸ごと受け止める姿勢
子どもの話や行為を認め、褒める。子どもの目を見て話を聞き共感する。
- ② 家族の中で親子が向き合える関係づくり
家族そろって食事をする時間を大切にしたり、子どもの成長に合わせて、家庭の中で役割をもたせたりするなど、親子が向き合える関係づくりに努める。
- ③ 子どもの主体性の尊重
子どもが自らやろうとしていることは、危険がない限り温かく見守る。
- ④ いじめに関する認識力の育成
いじめは人として許されない行為であることをはっきり教える。
- ⑤ 正しい生活習慣の確立
十分な睡眠時間の確保（早寝早起き）や、毎日朝食をとること等を習慣づける。
- ⑥ ゲームや情報端末機器の使い方の指導
家庭で使用時間や使用条件等の約束を子どもと話し合っ決めて、ルールやマナーを守って使用できるよう管理と見届けを行う。

(4) 地域、関係者の取組み

子どもを地域社会で見守り、育てていくことができるよう、地域の様々な活動（まちづくり協議会、町内会、スポーツ少年団、子ども会、高山市青少年育成市民会議、高山少年補導センター等）を通じ、地域ぐるみで、子どもたちの絆を強めるとともに、大人と子どもが関わりをもち、子どもの自主性・社会性を伸ばしていくようにする。

また、その関わりを通して、子どもたちの豊かな情操や道徳性、他人とのコミュニケーション能力を育成し、いじめ等の未然防止に努める。

- ① まちづくり協議会の活動
各地域におけるまちづくり協議会では、地域の子どもの同士や子どもと大人が一緒になって活動できる機会を企画・運営するなど、活動を通して子どもたちの自主性・社会性を伸ばしていく。
- ② 高山市青少年育成市民会議の活動
少年の主張コンクール、少年野外活動、家庭の日凶画ポスター展、家族スナップ写真展等を通じ、「いじめのない明るい都市づくり宣言」のもと、「深めよう絆」をスローガンとして子どもが夢を持ち安心して学び、遊ぶことのできるまちづくりに努める。

③ 遊び場等における良好な環境の醸成

高山少年補導センターの「愛の一声」運動（街頭補導）などを通して、商業施設のゲームコーナーやカラオケボックス等子どもたちの興味を引く遊び場の現状を把握し、いじめにつながる心配のある言動がないよう見守る。

④ 日常生活における地域での見守り活動

地域の子どもは地域で育てるというスローガンのもと、高山市青少年育成市民会議での「地域のおじさん・おばさん運動」など、日常生活における見守り活動を推進し、地域における子どもの行動を見守ることでいじめの未然防止と早期発見に努める。また、学校や保護者の目が行き届かない登下校時などにおいても、地域の目で子どもたちを見守り、声をかけるとともに、必要な情報を学校や保護者へ提供する。

⑤ 中高生の規範意識を高める活動

市内高校生によるMSリーダーズ（マナーズスピリットリーダーズ）活動及び中学生によるMSJリーダーズ（マナーズスピリットジュニアリーダーズ）活動を展開し、非行防止啓発活動、地域ボランティア活動等を行い、中高生の規範意識高揚に取り組む。

⑥ 情報モラルに関わる啓発活動

「ネット問題を乗り越える子どもを育む会」の取組みを通して、ネット環境下において、人を傷つけることのないよう、マナーやモラルの啓発や保護者への啓発を推進する。

(5) 市の取組み

いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制の周知・啓発などについて、広報たかやま、FMラジオ、市ホームページ、ちらし、パンフレットなど様々な媒体や、講演会等を通じて、いじめ防止に関する啓発活動を推進するなど、いじめ防止のための対策が関係者の連携のもとに適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会等の連携・強化を図る。

① 啓発活動の推進

家庭教育学級において、保護者がいじめについて学ぶ機会を設けたり、広報たかやまやヒッツFMなどを通じて、いじめ防止に関する周知を図る。

② 人権に関わる講演会の実施

人権啓発活動の一環として人権に係る講演会を実施し、人権問題に対する正しい認識を広めることにより、人権尊重思想の普及・高揚を図る。

③ 郷土教育の推進

大人と子どもが地域の中で交流できる場を作ったり、地域への貢献活動を位置づけたりすることで、地域の方との心のふれあいを大切にする。

④ 各種協議会の開催

「高山市小中学校いじめ問題対策協議会」「高山市小中高特生徒指導研究協議会」「高山市幼・保・小連携協議会」等の開催を通じて、警察、子ども相談センター等、関係機関と連携しながら、いじめ問題の未然防止策に取り組む。

- ⑤ 「心のバリアフリー」を意識した地域づくり
障がいのある人もない人も、地域活動での交流を通してお互いを理解し合う「心のバリアフリー」を意識した地域づくりに取り組む。
- ⑥ いじめの相談窓口の周知と相談体制の充実
「スマイル！タカヤマカード」等を配付し、市民に広く相談窓口を周知するとともに相談体制の充実に努める。

2 いじめの早期発見に向けての取組み

(1) 学校の取組み

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われることが多く、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。そのうえで、ささいな兆候を見逃さないよう、児童生徒との日常的な関わりを大切にするとともに家庭等との信頼関係を築く。

① 児童生徒との信頼関係の構築

教職員は、授業だけでなく様々な活動において児童生徒とともに活動し、日頃の継続的な見守りや声かけを何よりも大切にすることで、信頼関係の構築に努める。また、日常的な関わりによってわずかな変化も見逃さない感覚を磨き、児童生徒の理解に徹する。

② 教職員間での情報共有の徹底

学校は、どの子にもいじめが起こりうるという認識をもち、児童生徒が示すわずかな変化であっても気になる情報について、教職員間で情報を共有するとともに、教職員と保護者との間で児童生徒の情報を交換・共有する。また、いじめに関わる児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校相互の連携協力体制を整備し、関係する児童生徒または保護者に対する指導・助言を適切に行う。

③ 研修の実施

年度当初の職員会をはじめ、必要に応じて適宜、教職員研修を行い、いじめのサインを見逃さない高い感性を磨くとともに一人ひとりの教職員が、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

④ ハイパーQ Uやアンケート等の実施による客観的な実態把握と支援体制の確立

ハイパーQ Uによる分析を丁寧に行い、支援が必要な児童生徒を見逃さず、適切な支援を講じることや、定期的なアンケート調査により、いじめにつながる芽を見逃さない校内体制をつくる。

⑤ 相談体制の充実

児童生徒が話したいことがあっても誰に話してよいか分からないことや、身近にいる教師等に話しづらいケースも考えられることから、「マイサポーター制度」を充実させ、サポーターと連携することで、いつでも気軽に安心して相談できる環境づくりを進める。また、普段から児童生徒の話丁寧聞き、相談内容に対して誠実に対応する。

⑥ いじめに関わる事案の報告

いじめの事案について具体的な事実を把握し、月ごとに問題行動調査をまとめ、教育委員会に報告する。また、年間2回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。

⑦ 関係機関との連携

いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども発達支援センター、要保護児童等対策地域協議会、子ども相談センター、民生委員、主任児童委員、学校運営協議会、保護者代表、法務局等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決を図るように努める。また、インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して対応する。

(2) 幼稚園・保育園の取組み

日頃から園児の行動を注意深く見守り、小さな変化にも気づくことができるよう努めるとともに、気になる事案があれば随時、職員間で情報を共有するとともに、保護者と情報交換の場を設ける。また、職員は保護者との対話の機会を積極的に設け、園児の良さや成長の様子を伝え、相談しやすい関係づくり、雰囲気づくりにつなげる。

(3) 家庭の取組み

子どもはいじめられていても「心配をかけたくない」という理由から、保護者にその事実を話さないことがある。保護者は日頃から子どもの表情、態度や行動をよく観察しておくことが大切であり、気になることがあれば、何気ない会話から学校生活の様子を尋ねる。

特に思春期にあたる小学校高学年から中高生にかけては、仲間うちでいじめの被害にあっても保護者には話さないことが多い。保護者は話さないから大丈夫と思うのではなく、子どもが発信するいじめのサインに気づけるよう、幼少期から子どもと向き合える関係をつくり、日頃からわが子様子を見守るとともに気づいたことを学校等に報告・相談する。

(4) 地域、関係者の取組み

地域では、子どもと日頃からあいさつを交わして顔見知りになる等、日常生活において子どもの見守りや声かけの活動を行う。気になる子どもの様子を見かけたら事情を聞いたり注意したりするなど、積極的に声をかけ、状況に応じて学校などに情報提供を行う。

(5) 市の取組み

市では、学校との情報共有および指導や助言を行うとともに、いじめに関わ

る研修会を実施し、いじめの早期発見につなげる。

① いじめ早期発見に向けた指導・助言

各学校におけるいじめの認知件数や対応状況について点検を行い、いじめの早期発見に向けた指導・助言を行う。

② 学校の代表者を対象とした研修の実施

校長会、教頭会等でいじめに関わる現状等の情報共有を行い、市内の学校がいじめ問題に対して危機感をもって対応できるようにする。また、「高山市小中学校いじめ問題対策協議会」や「高山市小中高特生徒指導研究協議会」等の開催を通じて、警察、子ども相談センター等他機関と連携しながら、いじめの早期発見の重要性について共通理解を図るとともに積極的にいじめを認知し、早期対応につなげることができるよう指導する。

③ 各校における教育相談体制の整備

各学校でいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、スクールカウンセラーの全小中学校への配置や、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣を県に依頼するなど心理、福祉等に関する専門的知識を有する者を配置し、教育相談を行う。また、生徒指導の体制充実のための保健相談員やスクール相談員を配置する。

④ 相談窓口の周知と相談体制の整備

子どもやその保護者、教職員に対して、県や飛騨地区の各種相談窓口について周知する。教育委員会事務局内に「いじめSOSダイヤル」を開設し、広くいじめ問題に応える体制を築き、学校と連携しながら、いじめ問題の解消に向けて取り組む。

⑤ 関係機関との連携

県教育委員会や飛騨子ども相談センター等と連携を図り、それらの相談窓口（子供SOS24等）からの情報を得て、児童生徒の相談に応じる。また、インターネット監視（ネットパトロール）を実施している県教育委員会との連携を図る。

⑥ いじめ防止アドバイザーの派遣

いじめ防止アドバイザーを各小中学校に派遣し、各校におけるいじめに係る対応や児童生徒への支援体制などが適切に行われているかどうかを確認するとともに、いじめに係る学校体制について相談・助言を行う。

3 いじめへの対処

(1) 学校の対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに関係職員や管理職に報告し、個人の経験や判断に基づいて対応するのではなく、組織でいじめを認知し、組織で対応することを徹底する。

また、事実関係を明らかにした上で、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、本人や保護者に対して明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向をふまえ、今後の指導方針と見通しを決定する。いじめた児童生徒に対しては、いじめは許されない行為であることを指導し、本人の反省を促すとともに、

再発防止の指導を行う。

学校は保護者と連携し、「ともに支えていきましょう」という姿勢で児童生徒を見守る体制を確実につくる。

① 組織で対応することの徹底

ア アンケート実施後には、その内容を担任のみが確認するのではなく、複数の目で情報を共有するような体制（ダブルチェック）を徹底し、いじめの兆候を見逃さないようにするとともに迅速に対応する。

イ いじめ（疑いを含む）を発見、または通報を受けた教職員は、一人で対応せず、直ちに管理職、生徒指導主事、学年主任等に報告し、組織でいじめを認知し、対応する。

ウ 校内の「いじめ未然防止・対策委員会」において、事案に対する学校としての指導方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にし、対応する。

エ 事案の対応にあたる教職員は、管理職に経過報告を確実に行うとともに、管理職については、対応の見届けを確実にし、教職員間の連携を確実に機能させて対応する。

② 保護者や関係機関への報告と説明

ア いじめの被害者になったと思われる児童生徒の保護者には速やかに連絡し、現在学校がつかんでいる情報や今後の対応について説明し、家庭と連携して児童生徒を見守る体制を作るとともに、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意しながら、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取り組みを行う。

イ いじめに係る情報提供を行った児童生徒の保護者にも連絡し、情報提供者を守ることや情報提供を受けた事案について適切に対応していくことを伝える。

ウ いじめに関する事実が認められた場合、いじめた児童生徒の保護者と連携して、自身の行動を振り返らせながら、いじめは許されない行為であることを自覚させるとともに、自らの行為についての反省を促す指導を行う。

エ いじめを認知した学校は、いじめの内容とともに学校の対応について教育委員会に報告する。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、状況に応じて警察等に協力を求め、直ちに削除する等の措置を取る。

オ いじめを認知した学校は、いじめの内容とともに学校の対応について必要に応じて個人情報に配慮したうえで、PTA会長や学校運営協議会会長に現在の状況やその後の学校の対応について報告し、連携して対応する。

③ 解決に向けた児童生徒への支援体制の構築

ア いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒、いじめを目撃していた児童生徒から、速やかにかつ丁寧に事実確認や情報収集を行う。

イ いじめられた児童生徒の安心・安全を最優先に対応し、その児童生徒にとって最も信頼できる人が寄り添い支援できる体制をつくり、不安を取り除く。また、全てを学校だけで対応しようとするのではなく、状況に応じて医療やカウンセリング等の専門機関とも連携して支援する。

ウ いじめた児童生徒に対しては、組織的に連携していじめをやめさせ、再

発防止の措置をとる。また、いじめた児童生徒には、なぜいじめが起こってしまったのかを考えさせるとともに「いじめは許されない」ことを自覚させる。さらに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を深く反省し、謝罪できるような指導に努める。そして、いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた児童生徒の継続的な指導・支援にあたる。

(2) 幼稚園・保育園の対応

幼稚園・保育園では、いじめを認知した場合には、上記の「(1) 学校の対応」に準じて、適切に対応する。

(3) 家庭の対応

いじめのサインに気づいたら、まず本人に学校生活や友だち関係全般について話を聞き、学校の担任教諭等に保護者が気づいた様子などを具体的に説明して相談する。

① いじめにあっている場合の対応

子どものプライドと意思を尊重し、子どもの気持ちに寄り添って考える。保護者は断固として「子どもの安心・安全は絶対守る」という姿勢を貫く。

② 周りでいじめを見聞きしている場合の対応

いじめを受けている子どもを目撃した子どもは、自分がいじめを受けていないとしても、傷ついていることが多い。保護者はわが子の心情を受け止めて、いじめに加わらないこと、どのようにしたら解決できるか、できることはないかなどについて、子どもと一緒に考える。

③ いじめている場合の対応

ア 子どもと対話する時間をとって向き合い、「どうして、いじめをしてしまったか」を話し合い、その心情を受け止める。そのうえで、いじめは許されないことを子どもに示す。

イ 子どもが、自分が行った行為の意味（相手の子の心身を傷つけてしまったこと）に気付けるよう根気強く対話を続ける。

ウ 子どもが自身の行為の意味に気付いたとき、これからどうすればよいかを話し合う。

エ いじめ問題が解決したとしても、その後の子どもの様子を見守っていく。

(4) 地域の対応

地域では、学校等と連携して対処するとともに、気になる子どもの様子を見かけたら事情を聞いたり注意したりするなど、積極的に声をかけ、状況に応じて学校等に情報を提供する。

(5) 市の対応

市では、学校との情報共有を図りながら、対応について適宜、指導・助言を行いながら、必要に応じて関係機関と学校をつなぎ、いじめの早期対応につなげ

る。

① 関係機関と連携した指導・助言

いじめの事案に複数の機関や団体に関わりを持っている場合、または関わりを持つべき場合は、必要に応じて「高山市要保護児童等対策地域協議会」における「個別ケース検討会議」または「担当者会議」を開催し、直接事案に関わっている機関・団体の関係者が集まり、情報共有するとともに支援方針を立て、具体的な支援を行う。また、学校の要望に応じ、子ども発達支援センターや子ども相談センター、福祉サービス総合相談支援センター、警察、医療等の関係機関との連携がスムーズに行われるよう情報提供するなどの対応を図る。

② 緊急サポートスタッフ（いじめ防止アドバイザー）の派遣

いじめ事案の対処において学校が困難さを抱えている場合などは状況に応じていじめ防止アドバイザーを緊急サポートスタッフとして派遣し、学校に指導・助言する。

(6) いじめの重大事態への対処

いじめの重大事態については、国の基本方針、岐阜県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

① いじめの重大事態の定義

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒がいじめを受けたことにより一

定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又はその設置者の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの対応が必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その申立てを重視し、速やかにかつ丁寧に調査を行うものとする。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実と向き合い、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止を図ることを目指すものである。

② 学校の対応

学校は、いじめの重大事態が発生したと判断した場合、または、いじめの重大事態につながる恐れがあると判断した場合は、教育委員会を通じて市長に報告するとともに、高山市児童生徒等の重大事態調査委員会や教育委員会等と連携し、事案の調査・検証を行う。

ア 事案に関わる調査・検証

総合教育会議により、調査の主体が「学校いじめ未然防止・対策委員会」（学校）と判断された場合、「学校いじめ未然防止・対策委員会」に高山市児童生徒等の重大事態調査委員会委員のうち若干名を第三者委員として加え、教育委員会や有識者等の関係機関が関わり調査・検証を行う。重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ、どこで、誰から行われ、どの様な内容であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係について、また、学校職員がどの様に対応したのかについて、可能な限り明らかにする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかにかつ丁寧に調査する。

イ 調査結果と再発防止策の報告

調査結果については、教育委員会を通じ総合教育会議へ報告するとともに、高山市個人情報保護条例にも留意し、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しても、適切に情報を提供する。また、重大事態に至った経緯やその際の対応に関わる客観的な事実関係とともに、再発防止策についても報告する。

ウ 児童生徒へのサポート

長期欠席等を余儀なくされている児童生徒に対しては、必要に応じて、スクールカウンセラーをはじめとする外部機関と連携をとりつつ、心身の安定を図るとともに、学習面に対する補償を実施し、不安の払拭に努める。

エ 進学先等への引継ぎと見守りの徹底

児童生徒の進学先においては、卒業をもっていじめの重大事態の解決とせず、継続して見守ることが重要である。進学先にもいじめ事案について、確実な引継ぎを実施し、小学校から中学校へ、さらに進学・就職先へと一貫

した連携が図られるよう情報を確実に伝える。

③ 幼稚園・保育園の対応

幼稚園・保育園では、状況に応じ、上記の「②学校の対応」に準じて、適切に対応する。

④ 家庭の対応

「3いじめへの対処（3）家庭の対応」に準じて対応する。

⑤ 市の対応

学校よりいじめの重大事態の発生の報告を受けた市は、いじめの重大事態の段階に応じて総合教育会議にいじめの重大事態の調査・対応方針を協議するなど適切に対応する。

ア 生命・心身に関わるいじめの重大事態が生じた場合

総合教育会議に重大事態における状況を報告するとともに、「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会」（市）が調査・検証を行い、学校や教育委員会は、調査委員会による調査への全面的な協力を行う。「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会」（市）が実施した調査結果等は、総合教育会議に報告するとともに、高山市個人情報保護条例にも留意し、いじめを受けた児童等とその保護者に適切に提供する。また、重大事態に至った経緯やその際の対応に関わる客観的な事実関係とともに、再発防止策についても報告する。

イ その他のいじめの重大事態が生じた場合

総合教育会議において、重大事態に対する調査・対応方針を協議し、調査の主体を「学校いじめ未然防止・対策委員会」（学校）か「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会」（市）のいずれが適切であるかを判断する。総合教育会議により、調査主体が「学校いじめ未然防止・対策委員会」（学校）と判断された場合は、「学校いじめ未然防止・対策委員会」に高山市児童生徒等の重大事態調査委員会委員のうち若干名を第三者委員として加え、教育委員会や有識者等の関係機関が関わり調査・検証を行う。また、総合教育会議において、調査主体が「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会」（市）と判断された場合は、「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会」が調査・検証し、学校や教育委員会は、調査委員会による調査・検証への全面的な協力を行う。「学校いじめ未然防止・対策委員会」（学校）又は「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会」（市）が実施した調査結果等は、総合教育会議に報告するとともに、高山市個人情報保護条例にも留意し、いじめを受けた児童等とその保護者に適切に提供する。また、重大事態に至った経緯やその際の対応に関わる客観的な事実関係とともに、再発防止策についても報告する。

4 当事者へのケア（見守り）

(1) 学校の取組み

いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境の確保を最優先に行う。その場合、必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりする方法も考えられる。児童生徒の状況に応じて、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、教育相談担当による相談、医療機関や外部専門家による支援等の必要な措置を講ずる。場合によっては、いじめられた側、いじめた側の両者のカウンセリングを行い、再発防止につなげる。また、いじめを見たり、聞いたりしていた周りの児童生徒には、無関心や見て見ぬふりがいじめを助長する可能性があることに触れ、気になることは周りの大人に相談することを指導し、いじめを許さない姿勢について指導する。いじめ問題は、謝罪をもって解決とするのではなく、いじめが行われていない状態が、相当期間（3ヶ月を目安）続くまでは、家庭と連携をとりながら、当該児童生徒への見守りを注意深く継続する必要がある。また、その後についても折をみて当該児童生徒と会話をするなどして見守り、再発防止に努める。

(2) 幼稚園・保育園の取組み

幼稚園・保育園では、上記の学校の取組みに準じて、適切に対応する。

(3) 家庭の取組み

家庭が安心できる場所になるよう、日頃から子どもとの会話やスキンシップを大切にし、子どもの様子（表情、態度や言動）を注意深く観察して見守る。また、学校職員との連携を密にし、子どもの様子について定期的に情報共有を図りながら見守る。

① いじめにあっていた場合の対応

わが子へのいじめ行為がなくなっているか、学校等の生活が楽しく過ごせているか見守りを続ける。いじめを受けた子どもは自信を無くしていることが多い。保護者は一旦いじめ行為が止まり相手から謝罪を受けた場合でも、再発する可能性があることも心にとめて見守る。保護者は普段から、子どもの表情、言動をよく観察して、親子の会話の中で子どもの心情に共感するとともに子どもを孤独にしないことに努める。

② 周りでいじめを見聞きしていた場合の対応

いじめを見たり聞いたりしたことによって、その後に不安定な様相を見せることも考えられる。家庭では、わが子の表情や言動をよく観察し、見守る。また、いじめの情報提供をした子が相談したことでいじめにあわないよう、注意深く子どもの様子を見守る。

③ いじめていた場合の対応

いじめ行為は許されないが、その子どもの存在自体は認められなければならない。保護者は、子どもが失敗を乗り越えて、友だちとの人間関係のつくり方がよくなるよう見守りを続ける。自責の念のために子どもが元気をなくしていることもある。保護者は、子どもが前向きな行動や生活ができるよう励まし続ける。

(4) 地域の取組み

地域では、子どもと日頃からあいさつを交わして顔見知りになるなど、日常生活において子どもの見守りや声かけ活動を行う。

(5) 市の取組み

市では、いじめの報告を受けた後の学校等の対応や児童等の様子について学校等から聞き取り、適宜指導・助言を行う。また、いじめの重大事態の場合においては、「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会」の委員を学校等に派遣し、定期的な学校訪問等を実施し、その後の児童等の様子や保護者との連携、学校等の対応等について学校等から聞き取りを行い、指導・助言を行う。

調査の過程において、今後の対応で複数の機関や団体が関わりを持つべきと判断される場合は、必要に応じて「高山市要保護児童等地域対策協議会」における「個別ケース検討会議」または「実務者会議」を開催し、直接事案に関わっている機関・団体の関係者が集まり、情報共有するとともに支援方針を立て、具体的な支援活動を行う。

V 推進体制等

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「高山市いじめのない明るい都市づくり基本方針（高山市いじめ防止基本方針）」を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校における「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）」を定めるものとする。

また、自校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための組織を中核として、校長の強いリーダーシップの下、組織体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する。自校の「学校いじめ防止基本方針」には、以下の内容について具体的に定めるものとする。

- ① いじめの問題に対する基本的な考え方
- ② いじめの防止（未然防止のための取組み等）
- ③ いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）
- ④ いじめ事案への対処（発見したいじめに対する対処）
- ⑤ いじめの防止等のための組織

⑥ いじめの防止等のための年間計画

2 いじめ防止対策等の組織

(1) 学校の組織

学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実行的かつ組織的な対応を行うため、以下の組織を置く。

① いじめ未然防止・対策委員会

「いじめ未然防止・対策委員会」は常設の組織とし、可能な限り、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察経験者等外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的にいじめの問題の解決を図る。

② 学校運営協議会

学校運営協議会は学校と地域住民等がともに学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」への中核をなす組織であり、学校におけるいじめ未然防止における取組みや課題等を共有し、学校と地域が連携していじめの未然防止に努める意識を高める。

(2) 地域等の組織

地域等における以下の組織においては、地域における子どもの様子を見守るとともに、青少年の健全育成や中高生の規範意識高揚等に取り組み、いじめの未然防止等に努める。

- ① まちづくり協議会
- ② 高山市青少年育成市民会議
- ③ 高山少年補導センター
- ④ 高山人権擁護委員協議会
- ⑤ 高山市PTA連合会
- ⑥ MSリーダーズ及びMSJリーダーズ
- ⑦ ネット問題を乗り越える子どもを育む会

(3) 市の組織

市は、いじめの問題にかかわる子どもへの対応並びにその予防等を協議、調査するため、以下の組織を置く。

① 高山市小中学校いじめ問題対策協議会

いじめの問題にかかわる児童生徒への対応並びにその予防等を協議するため、「高山市小中学校いじめ問題対策協議会」を設置する。本会は校長会代表、教頭会代表、各小中学校の代表（生徒指導主事）、教育委員会学校教育課で組織し、必要に応じて警察、民生委員、主任児童委員等にも参加を依頼し、いじめに関する考え方や未然防止のための研修、いじめ問題発生時の対応等を検討し合う機会とする。

② 高山市総合教育会議

いじめの重大事態が発生した際、調査の主体を「学校いじめ未然防止・対策委員会」(学校)か「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会」(市)のいずれが適切であるかを判断するなど重大事態に対する調査・対応方針を協議する。

③ 高山市児童生徒等の重大事態調査委員会

学校等における児童生徒等の重大事態に係る事実関係を明確にし、当該重大事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止を図るため、法律、医療、教育、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者で構成する「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会」を設置する。

④ 高山市人権施策推進協議会

高山市における人権教育及び人権啓発に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため、設置する。

⑤ 高山市要保護児童等対策地域協議会

高山市における保健、福祉、医療をはじめ教育、警察等の関係機関が、要保護児童等の適切な支援を図るとともに、児童虐待や非行等の予防、早期発見及び早期対応並びに障がい児に対する療育や社会環境整備に取組み、児童とその家族への支援にいたるまで、有機的な連携と長期的な視点に基づいた支援方策、支援のシステムを構築するため、設置する。

⑥ 高山市幼・保・小連携協議会

園児一人一人の円滑な小学校生活への移行を目指し、高山市の幼稚園、保育園及び小学校の連携の在り方や発達段階に応じた途切れのない支援体制の在り方について協議するため、本会を設置する。